

輝け！未来の和光ルビー 和光大学給付奨学金〈入学前採用〉 2024年度入学予定者対象 募集要項

1. 輝け！未来の和光ルビー 和光大学給付奨学金〈入学前採用〉について

本奨学金は、和光大学に入学する者(外国人留学生を除く)で、学業成績が優秀であるにも関わらず、経済的理由で就学が困難な者に対し、経済的支援を行うことを目的とした「返還不要の給付型奨学金」です。

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付型奨学金・大学授業料等減免）との併願・併用は不可です。

対象者	和光大学入学予定者 ※入試への出願中でも申請可能
奨学金の種類	給付（返還不要）
給付額	450,000円上限（後期分授業料）
給付期間	入学年度のみ(1年間) ※入学後(2年次以降)は和光大学給付奨学金〈在学採用〉を申請することができます。
採用人数	上限30名
選考方法	書類審査
奨学金の交付	入学後、学生支援室窓口にて所定の手続きを行うことにより、正式に採用決定となります。

2. 申請から採用までの日程について

申請期間	2024年1月5日(金) ～2月16日(金)必着	入試区分に関わらず、一斉に申請を受け付けます。
選考結果通知	2024年3月12日(火)	申請者全員（本人及び保証人宛）に郵送にて通知いたします。

3. 選考について

本奨学金は提出された書類に基づき、学力基準および家計基準を含めた審査を行い、総合的に判断して受給者を決定します。

学力基準	高校3年前期もしくは2学期までの成績の評定平均値が3.5以上（小数点第2位で四捨五入） ※ 高等学校卒業程度認定試験や大学入学資格検定の合格者、その他いずれにも該当しない場合の学力基準については別途お問い合わせください。
家計基準	給与所得を含む世帯：主たる生計維持者の総収入金額が841万円以下 給与所得を含まない世帯：主たる生計維持者の総所得金額が355万円以下 ※ 「主たる生計維持者」は、生計維持者（原則父母、またはこれに代わる者）2名のうち、収入または所得金額が多い人物を指す。ただし、ひとり親世帯などにより生計維持者が1名のみ場合は、その1名を「主たる生計維持者」とする。なお、家計基準は、世帯人員、就学者の有無等によって異なり、生計維持者全員の給与収入金額（税込）および事業所得（不動産所得等を含む）金額を選考の対象とする。収入・所得が複数ある場合は、それぞれの金額を合算して判断する。

※家族構成について

本奨学金でいう家族とは「扶養家族」のことを意味します。扶養家族は扶養者（生計維持者）と被扶養者のことを指し、同居であっても扶養に入っていない場合は扶養家族には含めません。**選考においては家族構成について確認する場合があります。また、家庭事情によっては、「4. 提出書類」のほかに追加で書類の提出を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。**

4. 提出書類と作成上の注意点について

①申請書（本学指定様式）	必要数	1枚
<ul style="list-style-type: none"> ・記入例を参照のうえ必要事項を記入してください。 ・高等学校記入欄は、必ず出身高等学校側で記入・押印してもらってください。成績の証明は、出身学校長の公印が必要です。申請書の厳封については特に指定はありませんが、学校側が厳封を希望する場合は、厳封したものをその他の書類と同封のうえ提出してください。 		
②課税（所得）額証明書	必要数	父母2名分（ひとり親世帯の場合は1名分）
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度（証明内容は令和4年/2022年のもの）の証明書の原本またはコピーを用意してください。自治体ごとに「市民税・県民税証明書」「所得額課税額証明書」など名称が異なりますが、<u>収入・所得金額の内訳と課税額が併せて記載</u>されていれば差し支えありません。ただし、「市民税・県民税特別徴収税額の決定（通知）書」では証明書と認められません。 ・収入所得金額の欄が“****”表示となっているものや、課税（非課税）のみの証明となっているものは書類として不可となります。発行の際は記載内容を自治体窓口等に確認のうえ指定の内容のものを準備してください。 ・無収入や非課税の場合においても、<u>収入額が0（ゼロ）と記載された証明書</u>の提出が必要です。 ・父母ともにいない場合は、別途お問い合わせください。 		
③就学者に関する証明書	必要数	就学者全員分（本人を除く）
<ul style="list-style-type: none"> ・同一生計の家族のなかで就学者がいる場合は、学生証のコピーなど就学していることが証明できるものを提出してください。ただし、小学生以下は提出不要です。 ・学生証に有効期限が設けられている場合は、期限年月日が記載された面も添付してください。 		
④収入に関する証明書	必要数	父母2名分（ひとり親世帯の場合は1名分）
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年（2022年）分の収入に関する証明書のコピーを提出してください。具体的な提出書類については【別表A】を参照のうえ、該当する書類を提出してください。収入形態項目に複数該当する場合、すべての証明書類を提出してください。 ・やむを得ない事由により該当書類の提出が難しい場合は事前にご相談ください。 		
⑤申請書類等チェックリスト	必要数	1枚
<ul style="list-style-type: none"> ・各チェック項目を確認のうえ提出してください。 		
⑥特別控除に関する証明書	必要数	該当者のみ／1部ずつ
<ul style="list-style-type: none"> ・申請において特別な事情がある場合は、【別表B】を参照のうえ、該当する書類を提出してください。 		
⑦高認試験合格に関わる書類	必要数	該当者のみ／1部
<ul style="list-style-type: none"> ・高認試験合格者のみ提出してください。状況によっては、提出書類が異なる場合がありますので、必ず事前にお問い合わせのうえ、具体的な提出書類を確認してください。 		
⑧住民票	必要数	該当者のみ／1部
<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の方のみ提出してください。 		

上記①～⑤全ての書類を提出してください。⑥～⑧は該当する方のみ提出してください。不備や不足がある場合は選考の対象となりませんのでご注意ください。

【別表A】 収入に関する証明書（コピー） ※収入が複数ある場合、該当する全ての書類を提出してください。

収入形態	提出書類	書類入手先	該当チェック欄
給与所得 (アルバイト、パート含む)	<input type="checkbox"/> 令和4年(2022/1/1～12/31)分の源泉徴収票	勤務先	父 ・ 母
	【令和4年（2022年）1月2日以降に途中就職・転職した場合】 <input type="checkbox"/> 新勤務先の年収見込証明書もしくは直近3ヶ月以上（勤務期間が3ヶ月に満たない場合は勤務期間に相当する月数）の給与明細	新勤務先	父 ・ 母
給与所得以外 (個人事業主など)	<input type="checkbox"/> 令和4年(2022年)分の確定申告書<第一表・第二表>(控) ※ 電子申告を行った場合は「申告内容確認票」に「受信通知」または「即時通知」を添付のうえ提出してください。 ※ 確定申告書(第一表と第二表)(控)に税務署などの收受印がない場合は別途ご相談ください。	税務署など	父 ・ 母
	【令和4年（2022年）1月2日以降に開業した場合】 <input type="checkbox"/> 「事情書 帳簿」（本学指定様式） ※ 月ごとの「売上総額」「経費総額」「所得金額」を記入し提出してください。	該当の生計維持者が作成	父 ・ 母
途中退職・廃業 (申請時点で無職)	【給与所得者の場合】 <input type="checkbox"/> 退職証明書 ※ 令和4年(2022年)1月2日以降に退職した場合に提出してください。 ※ 様式は問いませんが、退職年月日・勤務先の押印が明記されているものを提出してください。	退職した勤務先	父 ・ 母
	【個人事業主の場合】 <input type="checkbox"/> 廃業届受理証明 ※ 令和4年(2022年)1月2日以降に廃業した場合に提出してください。	市区町村役場	父 ・ 母
無職 ・ 無収入	<input type="checkbox"/> 提出不要	-	父 ・ 母

【別表B】 特別控除に関する証明書（該当者のみ提出）

事項	提出書類	書類入手先
障がい者のいる世帯	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳のコピー	市区町村役場
家計支持者が別居中 (単身赴任など)	<input type="checkbox"/> 別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の領収書のコピー <input type="checkbox"/> 単身赴任控除計算表（本学指定様式）	電力会社他
	※ 上記に掲げる項目以外は控除対象外となります。 ※ 直近6ヶ月間の領収書のコピーを提出してください。 別居している者の氏名記載がないレシート等は不可です。 ※ 口座の引き落とし等によって支払いの事実が確認できる場合は、通帳のコピーにその請求書・契約書を添付することで領収書の代わりとすることが可能です。	

【別表B】 特別控除に関する証明書（該当者のみ提出）

事項	提出書類	書類入手先
6カ月以上の長期療養を必要とする人がいる世帯	以下3点の書類を全て提出してください。	病院、薬局など
	□ 医師などの診断書（コピー可）	
	※ 療養期間の目安が示されていて、申請時より遡り6ヶ月未満に発行されたものを提出してください。	
	□ 医療費控除計算表（本学指定様式）	
	□ 医療費領収書等貼付用紙（本学指定様式） ※ 直近6ヶ月間の領収書等のコピーを貼り付けて提出してください。 ※ 提出された領収書のうち最も直近の日付から遡って6カ月間を算定対象期間とします。ただし、提出された領収書のうち最も直近の日付が申請日から6カ月以上遡る場合は対象となりません。	

5. 申請上の注意

- ① 申請方法は郵送とし、**最終日必着**となります。申請が期日を過ぎた場合、または提出書類に不備・不足がある場合は選考の対象になりませんので、十分ご注意ください。※窓口提出による受付は行いません。
- ② 書類の提出は、所定の申請期間に下記提出先まで**簡易書留等記録の残る形**で郵送してください。書類は「角型2号(A4サイズ)」の封筒またはレターパック等に入れて、宛名面には「和光大学給付奨学金（入学前採用）申請書類在中」と朱書きしてください。
- ③ 本奨学金の申請書類と入学手続き関係書類は同封しないでください。なお、提出された書類は返却いたしません。
- ④ 高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免）との併願・併用は**不可**です。ただし、日本学生支援機構貸与奨学金との併用は可能です。
- ⑤ 入学試験の不合格者及び特待生試験合格者は本奨学金の選考対象外となります。申請後に選考対象外となる事由が発覚した場合、選考結果の通知は行いませんのでご了承ください。
- ⑥ 本奨学生が入学を辞退した場合、本奨学金は採用取消となります。また、本奨学生が在学中に休学、退学および除籍となった場合、または本奨学生として不適当と認められた場合、本奨学金の交付は取り消しとなり、返還していただくことがあります。
- ⑦ 申請書類に記載されている個人情報については、和光学園個人情報保護に関する規程に基づき、本奨学金業務以外の目的で利用することは一切ありません。
- ⑧ 選考に関するお問い合わせには一切お答えすることができません。予めご了承ください。

◆ 書類提出および問い合わせ先 ◆

〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘5-1-1

和光大学学生支援室 和光大学給付奨学金【入学前採用】宛

TEL : 044-989-7490 / mail : shogakukin@wako.ac.jp

* 電話対応時間 : 平日9:15 ~ 16:30 (13:00~14:00は除く/水曜日のみ10:00~)